

「屋根瓦がずれている」
家庭訪問業者には要注意！！

突然、自宅に「**屋根瓦がずれている。放置すると大変なことになる。**」と業者が訪問して、必要な工事なのか確認せずに契約をしてしまったという相談が寄せられています。

「近所の知り合いだ。」と言って安心させたいうえで契約を結ばせて作業にとりかかり、工事代金の支払いを急がせる事例も見受けられます。

「瓦がずれて雨漏りがする。」などの説明が事実でない場合もあります。その場では契約せず、相手の言うことが事実か、必要な工事かどうかを家族や周囲の人に相談しましょう。工事を依頼する際は複数業者から見積もりを取ることも大切です。

一度お金を支払うと、返金が難しくなる場合もあります。訪問販売の場合、工事が終わっていてもクリーニング・オフできる場合がありますので、困った時は速やかに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



★相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月～金・日 9時～17時)

鉾田市消費生活センター

電話0291-33-2992

(月～金 9時～12時・13時～16時30分)